

# 千葉県社保協通信

2017年度 — No21 2018年 5月 23日号

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉セカビル 3F

TEL : 043-225-6790 FAX : 043-221-0138 Eメール [syaho2006@star.ocn.ne.jp](mailto:syaho2006@star.ocn.ne.jp)

## 最低保障年金制度の実現で 格差是正を!

## 年金シンポ part2 「女性と年金」

「女性と年金」をテーマに5月22日午後、千葉市内の自治体福祉センターにて、「年金を考えるシンポジウム part2」が開催されました。

年金者組合、千葉土建、千商連、労連、自治労連、新婦人、農民連、社保協等9団体、98人が参加。非正規労働者が増え、相次ぐ負担増、社会保障の給付減もとで、老後の所得保障＝年金への関心の高さを示しました。

はじめに年金者組合県本部の隣（しま）正博さんが問題提起。つづいて4人のシンポジストが各々の暮らしぶりと思いを語りました。松戸土建主婦の会の戸張友子さんが「OLから経営者の妻となって」、船橋市立時間外保育士労組の中田由紀子さんは「非正規労働者の立場から」、佐倉民商婦人部の本名節さんが「業者婦人と年金」について、年金裁判原告のひとり、年金者組合八千代支部の高橋芙蓉子さんは「低年金の下での暮らし」を語りました。発言に先だって、TV朝日が取材し、放映した高橋さんの暮らしのドキュメンタリーが上映されました。



会場の参加者からは「最低保障年金制度」についての質問が相次ぎました。問題提起した隣正博さんが現在の年金制度のひずみを解決するには、全額国庫負担による最低保障年金制度を創設することが一番であり、不公平な税制を正し、5兆円を超えている軍事費を削るなど、税金の集め方、使い方を見直せば財源はあると強調しました。また「遺族年金」や年金の毎月支給についても話題になりました。

さらに、元学童保育指導員(自治労連組合員)の手紙が紹介されました。「32年間非正規で働き、退職金もなし。現在71歳、厚生年金加入579月(48年3月)でありながら、年間86万円足らずの年金」に会場からはため息がもれ「非正規で働く仲間の地位向上を」の言葉に拍手が沸きました。

閉会にあたり、年金者組合女性部の坂口和子さんが「若い人も高齢者も安心できる年金制度をつくるため今日のシンポのように立場を超え団結していきましょう」と話しました。

—参加者の感想から— ・「月10万にも満たない年金で、真夏にエアコンの使えない高齢者のくらしはどんなに苦しいかと考えた」(30代女性)・東葛地域でも「女性と年金シンポ」を開催したい。また年金の正しい理解のためにもミニ学習会、相談会を広げていくことも大事だなと感じた」(柏/新山晴美)

### 年金の男女格差是正策としても最低保障年金の導入は効果的

—問題提起より抜粋—

年金制度における男女間格差を完全に解消するには、社会的経済的差別の撤廃が必要ですが、年金制度の改善だけで大きく前進する手立てがありません。⇒ それは最低保障年金制度の導入です!

1. 国内に40年居住するだけで誰もが月8万円を受給する。これにより年金額の底上げを実現し、年金額の男女間格差を是正は大きく前進...
2. 3号被保険者に対する諸問題(不公平感等)が解決できる。1階部分は、全国民共通の最低保障年金に統一し、財源は一般税、年金受給権は一定期間日本に居住することだけで獲得でき、保険料は不要...
3. 夫の扶養から解放され、女性の自己決定権の広がりや輝きは、大きく前進...

\*\*\*\*\*

## わたしの思い —シンポジストの皆さんの発言要旨—

○戸張 友子さん (千葉土建松戸支部主婦の会・OL から経営者の妻となって)

千葉土建主婦の会は4800名の会員。安心して働ける建設産業をめざし、いのちと平和を守る取り組みをしている。土建は建設職人の組合なので国民年金加入の第1号被保険者の人が多いと思われる。内装業の我が家は家族も従業員も国民年金だ。

OLから経営者の妻となった私は、年金の受給資格期間が25年から10年となったことを知り「すでに10年をクリアしているから」としばらく保険料を納めないでいた。するとある日、年金機構から「特別催告状」が届いた。慌てて年金事務所に行き、説明を聞き10年以上納めていても60歳までは保険料支払いの義務があると知った。消えた年金のことなど腹が立つ。マクロ経済スライドの仕組みもおかしい。納付率は6割程度と聞く。将来が不安なので、個人年金に加入して積み立てている。少子高齢化に向かい、働く女性も増加、女性のライフスタイルに合わせた安心の年金制度を望む。

○中田由紀子さん (船橋市立時間外保育士労働組合・非正規労働者の立場から)

船橋市の保育園で非常勤の時間外職員として働いている。65歳になり8月から老齢年金を貰う。保育園に勤務したのは43歳の時。厚生年金の加入期間は市で勤務した約23年と一般企業で5年数ヶ月、夫が職人だった時は国民年金に約9年加入。今まで納めた保険料額は510万円程。老齢年金の受け取り金額は、7万4,500円程、厚生年金は月6万円を切る金額だ。夫の年金も多い額ではなく、彼も非正規で働き続けているので生活が出来ている状況。仲良くなくても彼には生きていてもらわないと・・・。

正規職員と同じ仕事をしていても格差がある日本。同一労働同一賃金は夢のまた夢。3月に退職だが非正規には退職金はゼロ。年金でまあまあの生活が出来ないのはおかしい。憲法25条の誰もが等しく文化的生活の保障はどこに行ってしまったのか？ このまま行くと生活が出来ない年金で生活保護を受けなければならない人達が増えてしまう様に思う。

○本名 節さん (佐倉民主商工会婦人部・業者婦人と年金)

中小業者のくらしを圧迫しているものは税金、国保料、年金保険料、そして借金返済、特に赤字でも払わなければならない消費税の負担が重い。工務店を営む我が家では、義母さんの貯金を取り崩して税金の支払いに充ててきた時期もあった。

35年前に工務店を始めた夫は71歳に。私たち夫婦も年金を受け取れる年になり、少しは楽になるかと期待したが会社の資金繰りに消えてゆく。いま若い大工を育てたいと職人を4人抱えているが、雇用保険や厚生年金保険料の事業主負担が重い。小規模事業者のための社会保険料負担の軽減措置の早期実現を求めている。

○高橋芙蓉子さん (テレビ朝日の取材を受けた年金裁判原告のひとり)

1942年生まれの75歳。29歳で見合い結婚、子供二人は授かったが、夫は共働きでも家事一切は手伝わず、「手伝って貰いたかったら俺より稼げ」と暴言を浴び、いつ離婚になるかと心配をしながら厚生年金のあるところへと職場を変えて働いた。スーパーの荷だし、土木工事の電話番、段ボール会社、塗装会社・・・老人ホームの厨房では18年働いた。

35年間厚生年金に加入していたが女性の給料が低い為、私の年金は介護保険料天引き後で月10万円。60歳で離婚して慰謝料も貰わず、年金だけで再出発。現在、4万円の家賃、国保料に電気・ガスなどの公共料金を払うと食費がギリギリ。外食はほとんどせず食材は値引品。月に一度、ホームに居る104歳の母を見舞い、娘の所に孫の顔を見に行くなど、預金をくずさないと言っていけない。つましく生活しても、年金が毎年減り、介護・国保料が上がり、この先消費税が上がったら困る。

健康で文化的生活とあるが一生懸命働いてきても年金生活では程遠いのが現実だ。女の人には家庭の中でも差別され、職場でも格差があり、その差はうまりません。国は、わずかな年金を削減するのは止め、高齢者が安心して生活できる年金制度を一刻も早く作ってほしい。

\*\*\*\*\*